

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第72号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(最低制限価格) 第31条 略 2 最低制限価格は、入札に付する建設工事の予定価格の <u>3分の2以上</u> の範囲内において、当該建設工事の経費の積算についての内訳に応じて定めるものとする。 3 略	(最低制限価格) 第31条 略 2 最低制限価格は、入札に付する建設工事の予定価格の <u>10分の8.5から3分の2</u> までの範囲内において、当該建設工事の経費の積算についての内訳に応じて定めるものとする。 3 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（以下「新規則」という。）第31条の規定は、この規則の施行の日以後に調達公告（新規則第33条に規定する限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下同じ。）を行う建設工事について適用し、同日前に調達公告を行う建設工事については、なお従前の例による。